

# ポイントカードのご案内



入会手数料

**550円**

年会費

**無料**

ポイント有効期限

**最終利用日の1年後まで**

1年間ご利用がなければ、累計ポイントは全て無効となります。

ポイント付与

## 1. プレーポイントの付与

	平日	土日祝
ハーフ(9H)	<b>50ポイント</b>	<b>75ポイント</b>
1R(18H)	<b>100ポイント</b>	<b>150ポイント</b>
ナイター(9H)	<b>全日 50ポイント</b>	

※招待券ご利用の場合、プレーポイントは付与されません。※追加ハーフは、付与対象外です。

## 2. 売店商品の購入100円(税抜)につき1ポイントの付与

※コンペ賞品・売店一部特価商品・レストラン商品は付与対象外です。

自動精算機  
にて、

ポイントの利用について ▶ **100ポイント=100円**

※自動精算機にて100ポイント単位でご利用いただけます。

※複数人をまとめて精算の場合、お支払いされる方のポイントのみご利用いただけます。

### 注意事項

- ◇付与されたポイントは、翌日よりご利用頂けます。
- ◇ポイントは換金できません。
- ◇紛失等による再発行は、手数料として550円頂戴いたします。
- ◇その他事項に関しては、利用規約をご一読下さい。



琵琶湖レークサイドゴルフコース

〒524-0104 滋賀県守山市木浜町2300

TEL.077-585-1321 FAX.077-585-3886



# ポイントカード利用規約

## 第1章 ポイントカード

### 第1条 (入会手続き及び入会資格)

- ポイントカード作成(以下「入会」といいます。)を希望される方は、本規約を承諾の上、本規約の定めるところに従い、入会の申込みを行うものとします。
- 琵琶湖レークサイドゴルフコース(以下「当ゴルフコース」といいます。)が入会申込みを承諾した場合、当ゴルフコースポイントカード(以下「本カード」といいます。)を発行します。入会希望者が本カードを受領したとき、本規約を内容とする入会が成立するものとします。本カードはお一人様につき1枚を発行し、入会者本人のみご利用いただけるものとします。
- 当ゴルフコースは、入会希望者が以下の項目に該当する場合、入会申込みを承諾しない場合があります。
  - 入会の際、お申込み内容に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合。
  - 入会希望者が既に入会済みとなっている場合。
  - 入会希望者が、過去において本規約の違反等により入会資格の取り消し等の処分を受けたことのある場合。
  - 暴力団その他反社会勢力の構成員もしくはこれに準ずる者であり、または過去においてこれらの者であった場合。
  - 日本国外に在住または勤務していることなどにより、当クラブからの連絡が困難な場合。
  - その他、合理的な事由により、当ゴルフコースが本契約の締結を不適当とする場合。

### 第2条 (入会手数料・年会費)

- 本カードの入会手数料は550円とします。但し、本カードの紛失、盗難、破損等により再発行を必要とする場合、再発行手数料550円を申し受けます。また、入会手数料は退会の際でも返金いたしません。
- 年会費は無料とします。

### 第3条 (サービスの内容および利用)

- 当ゴルフコースは入会者に対し、本規約もしくは当ゴルフコースが別に定める特典またはサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。
- 入会者が本サービスを受ける為には、本カードの提示を要するほか、当ゴルフコース所定の方法に従うものとします。
- 当ゴルフコースは、本サービスの内容および入会者による利用手続きについて、事前の告知を行うことなく、随時変更できるものとします。

### 第4条 (通知事項)

- 本規約の変更に関する通知、その他当ゴルフコースから入会者への通知は、当ゴルフコースのホームページへの掲載、その他当ゴルフコースが適当と認める方法により行われるものとします。

### 第5条 (登録内容の変更)

- 入会者は、入会後に住所変更、その他当ゴルフコースに届け出た内容に変更があった場合には、速やかに当ゴルフコース所定の方法により当該変更の届出を当ゴルフコースに対して行うものとします。
- 入会者は、前項の届出を怠ったことにより、当ゴルフコースからの通知や物品等が届かなかったとしても、当該通知または物品が通常届くときに届いたとみなされることを予め承認するものとします。
- 第1項の届出を怠ったことにより生じる入会者の損害について、当ゴルフコースは一切の責任を負いません。また、入会者が当該届出を怠ったことにより当ゴルフコースその他第三者が被った損害について、入会者は全ての責任を負うものとします。

### 第6条 (再発行)

- 入会者は、本カードを紛失または盗難、破損等があった場合、速やかに当ゴルフコースに届け出るものとします。
- 前項の届出を行った入会者が本カードの再発行を希望する場合、当ゴルフコース所定の再発行手数料を支払い申請するものとします。
- 第1項、第2項により再発行を受けた入会者は、従前の累積ポイントを引き続き継続することができます。また、従前の本カードを発見し、または回収したときは、当ゴルフコースに対して当該カードを速やかに返還するものとします。なお、再発行を受けた入会者への再発行手数料は返金いたしませんので予めご了承下さい。

### 第7条 (退会)

- 入会者が退会を希望する場合には、当ゴルフコース所定の方法により入会者自ら退会届を当ゴルフコースに提出するものとし、当ゴルフコースが退会届と本カードを受領した時点で退会されたものとします。
- 入会者が死亡した場合には届出の有無に関係なく退会の取扱いとなります。また次の各号に該当する場合には、当ゴルフコースの判断により、届出の有無に関係なく退会とみなすことができるものとします。
  - 送達物の未着など、当ゴルフコースからの連絡がとれなくなった場合。
  - 最終利用日から3年以上、当ゴルフコースを利用されなかった場合。

### 第8条 (入会資格の取り消し)

- 入会者が以下の項目に該当する場合、当ゴルフコースは事前に通知することなく直ちに当該入会者の入会資格を取り消すことができるものとします。
  - 入会申込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
  - 入会者が当ゴルフコースに対して債務を負う場合において当該債務の履行遅延、不完全履行または履行不能が発生した場合。
  - 1個人が入会登録を多重にしていることと見なされた場合。
  - 本規約に対する違反が判明した場合。
  - 入会者が第1条第3項に該当した場合。
  - その他、合理的な事由により入会者として不適切と当ゴルフコースが判断した場合。
- 上記1項で入会資格の取り消しとなった場合は、本カードの返還がなくとも退会とみなし、当ゴルフコースにおいて退会処理をするものとします。
- 入会者が本条第1項各号に該当する場合、当該入会者は当該事由により当ゴルフコースその他の第三者が被った被害を賠償する責任を負うものとします。

### 第9条 (入会者情報の利用)

- 当ゴルフコースは、当ゴルフコースのプライバシーポリシー、および個人情報保護法に従い、入会者の個人情報を取得、利用、および管理するものとします。当ゴルフコースのプライバシーポリシーや個人情報の取扱いの詳細については、当ゴルフコースホームページをご覧ください。

### 第10条 (権利義務の譲渡の禁止)

- 入会者は、理由の如何を問わず、本規約に基づき発生する権利、義務を第三者に貸与、譲渡、担保提供その他処分し、また相続させることはできません。

### 第11条 (本規約・本サービスの変更・終了)

- 当ゴルフコースは、本規約の内容を、事前の予告や入会者の承諾を得ることなく変更することができるものとします。

## 第2章 ポイントサービス

### 第1条 (ポイントサービス)

- ポイントサービスとは、第1章による規約または当ゴルフコースが別途定める方法によりポイントを入会者に付与し、入会者は付与を受けたポイントについてポイント還元申請を行うことで、当ゴルフコースにおけるサービスまたは、利用金額の一部もしくは全てに充当することにより、還元する制度を言います。

### 第2条 (ポイントの付与)

- 当ゴルフコースは、当ゴルフコースが別途定める方法により、所定の日に入会者に対してポイントを付与することができるものとします。

### 第3条 (ポイントの取り消し)

- 入会者の利用代金の全部または一部が取り消された場合、当該取り消し金額に対応するポイントが当ゴルフコース所定の方法により取り消されるものとします。

### 第4条 (ポイントの計算)

- 入会者のポイントは、所定のポイント以外、売店商品ご購入金額の100円未満を切り捨て、100円単位にて当ゴルフコースが別途定める所定の率を乗じて付与されるものとします。

### 第5条 (ポイントの有効期限)

- 入会者が獲得したポイントは、本カードを最後に利用した日から1年間有効とし、最終利用日から1年間利用が無い場合は累積したポイントの全てが無効となります。また、入会者が退会もしくは資格を喪失されたときは、当ゴルフコースが別途定める場合を除き、累積したポイント残高は全て失効するものとします。

### 第6条 (ポイントの還元)

- 入会者は、下記の条件を全て満たした場合、累積した有効なポイント残高を当ゴルフコースが別途定める内容のサービスまたは、利用金額の一部もしくは全てに充当することができます。
  - 当ゴルフコースが別途定める方法に基づいて申請を行うこと。
  - 入会者が還元申請の時点で入会資格を有しており、かつ当ゴルフコースに対し自ら本カードを提示すること。
- 還元申請をする場合は、運転免許証等ご本人を確認できるものを提示いただく場合があります。本人確認できない場合、当ゴルフコースはポイントサービスの利用をお断りする場合があります。

### 第7条 (カードの紛失・盗難等によるポイントの取扱い)

- 本カードを第三者に不正利用されたことによって減じられたポイントについて、当ゴルフコースはその責を一切負わないものとします。

### 第8条 (ポイント付与の拒否等)

- 当ゴルフコースは、入会者が本規約を遵守していないと認めた場合、当該入会者へのポイント付与を拒否もしくは保留し、または累積したポイント残高を取り消すことができるものとします。

### 第9条 (公租公課)

- 本規約に基づき還元されたサービスまたは商品に対して公租公課が課せられた場合、当該公租公課は入会者が負担するものとします。

### 第10条 (ポイントサービスの変更および停止)

- 当ゴルフコースは、その判断により本カードの利用を変更および停止することができるものとします。当ゴルフコースは、本カードの変更および利用停止によって生じる入会者の不利益もしくは損害に関して、一切の責任を負いません。

### 第11条 (本カードの中止)

- 当ゴルフコースは、その判断により本規約を廃止、本規約およびカードの利用を終了できるものとします。本規約が廃止された場合、累積したポイント残高は全て失効するものとします。

付則 本規約は、2023年2月9日より実施するものとします。

— お問合せ先 —

琵琶湖レークサイドゴルフコース

TEL:077-585-1321(全日/9時~18時)

予告なく定休日を設けることがあります。